大口定期預金

（2025年7月1日現在）

1.商品名 （愛称）	●自由金利型定期預金 （愛称:大口定期預金）
2.販売対象	●法人および個人
3.期間	●定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ●満期日指定方式 1か月超5年未満 ●定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ●一括預入 ●1,000万円以上 ●1円単位
5.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	 ●預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ●預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7.利子課税	●個人の場合は2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●法人の場合は2016年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は15.315%(国税のみ)となります。 ●マル優の取扱いはできません
8.中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。 (1)預入日の1か月後の応答日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。 (2)預入日の1か月後の応答日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 A　約定利率×70% B $$約定利率 - \frac{(基準利率-約定利率)\times(約定日数-預入日数)}{預入日数}$$ (注)基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率です。 詳しくは、窓口までご照会下さい。
9.満期日以後の利息	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
10.金利情報の入手方法	●最新の店頭表示金利については店頭またはホームページ等でご確認ください。
11.付加できる特約事項	●個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率)。
12.預金保険の適用	●預金保険制度の対象商品です(当行に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	●全国銀行協会相談室 連絡先0570-017109 または 03-5252-3772 〔受付日:月～金曜日(祝日および銀行休業日を除く)受付時間:9:00～17:00〕